
相続土地国庫帰属制度の運用状況に関する 利用者に対する意識調査結果の概要

令和8年9月
法務省民事局



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

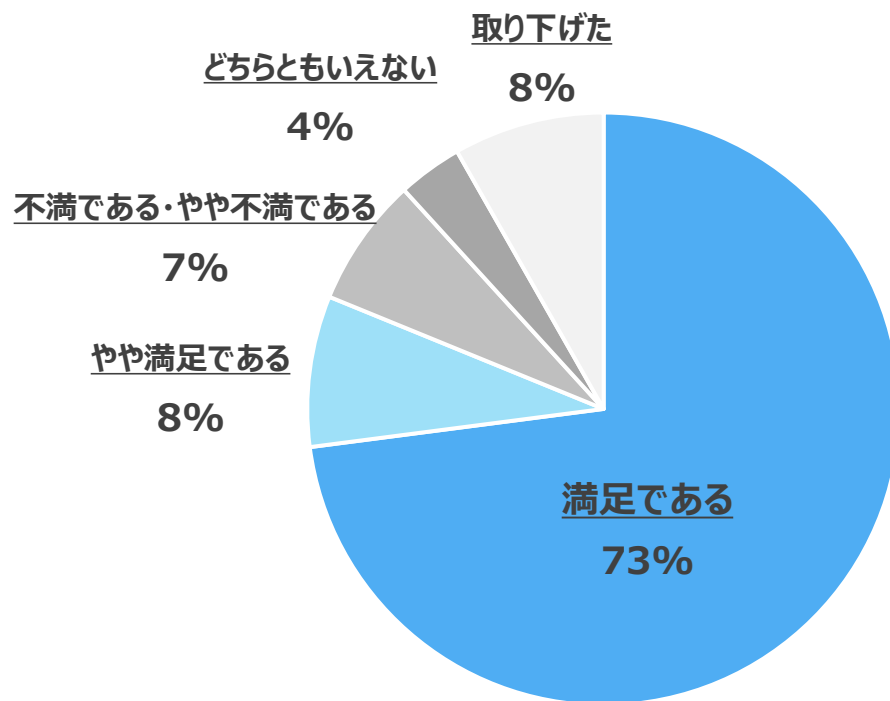
調査の概要

- 調査対象：①申請者：調査実施期間中、承認、却下、不承認又は取下げとなった承認申請に係る申請者
 - ②相談者：法務局で対面・ウェブにより相談をした者
 - ③資格者：弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士
- サンプル数：①申請者：合計85人
 - ②相談者：合計402人
 - ③資格者：合計1,670人

(内訳 弁護士128人、司法書士612人、行政書士405人、土地家屋調査士525人)
- 調査方法：Microsoft Formsを用いたwebアンケートにより実施
- 調査実施時期：①②令和7年10月20日から令和8年2月28日まで
 - ③令和7年11月7日から同年12月31日まで

〈申請者への質問－法務局の審査結果の満足度〉

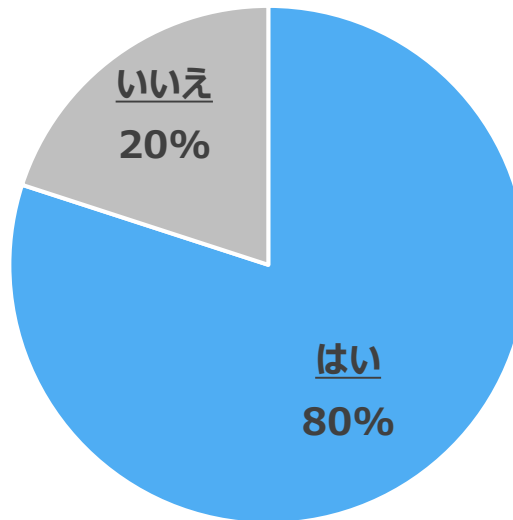
Q 1 法務局の審査結果について、満足ですか、不満ですか。申請を取り下げた方は、「取り下げた」を選択してください。
[申請者]



n=85

〈申請者への質問－法務局への相談〉

Q 2 申請前に法務局の相談制度を利用しましたか。〔申請者〕



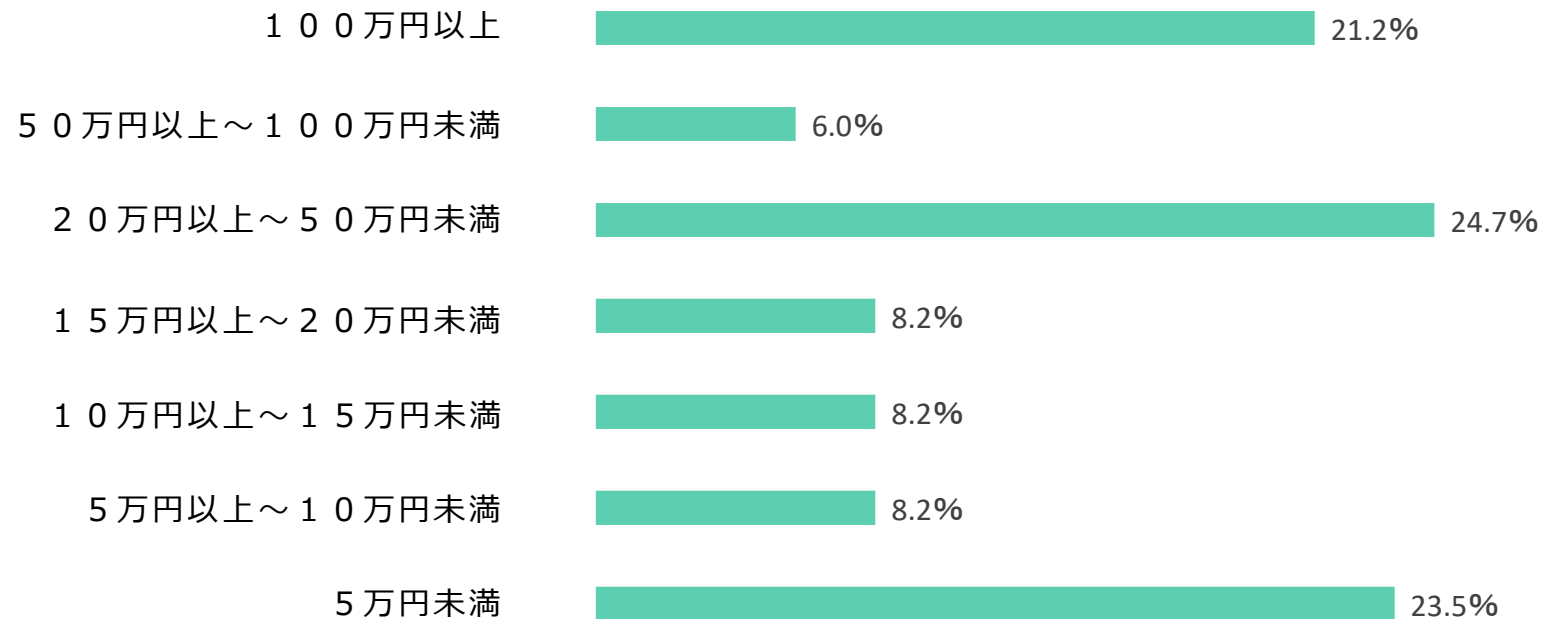
【相談制度を利用しなかった理由】

- 資格者（弁護士・司法書士・行政書士）に申請書類の作成を依頼した
- 相続土地国庫帰属制度のご案内や法務省ホームページを参考に自分で申請書類を作成できた
- 相談制度があることを知らなかった

n=85

〈申請者への質問－申請に当たり出費した費用〉

Q 3 国庫に帰属させるために、申請に当たって出費した費用や審査中に出費した費用（例えば、建物の解体、草刈り、ゴミの処理、塀の修理等のために支出した金額。なお、弁護士や司法書士などの資格者への報酬は除きます。）はいくらくらいでしたか。[申請者]



n=85

〈申請者への質問－相続土地国庫帰属制度に対する要望〉

Q 4 相続土地国庫帰属制度について、御要望などがあれば入力してください。〔申請者〕

〈自由記述〉

◆代表的な回答◆

処理期間に関する要望

- 申請を出してから、現地立ち入りまでに時間がかかりすぎて、境界の杭が草で見えなくなった為、再度草を刈るように依頼され出費がかさんだ。
- 手続きが多く申請者に負担が多い。もっと簡潔にして欲しい。各工程別の審査に時間がかかり過ぎます。

要件の緩和に関する要望

- 今回対象となった土地に隣接する道路も申請したかったのですが、事前相談の段階で、現状では不可と言われ申請しませんでした。今後帰属可能にしていきたい。
- 木や篠も生え耕作放棄状態になっている畑や用水料支払い義務のある田も対象としてもらいたい。

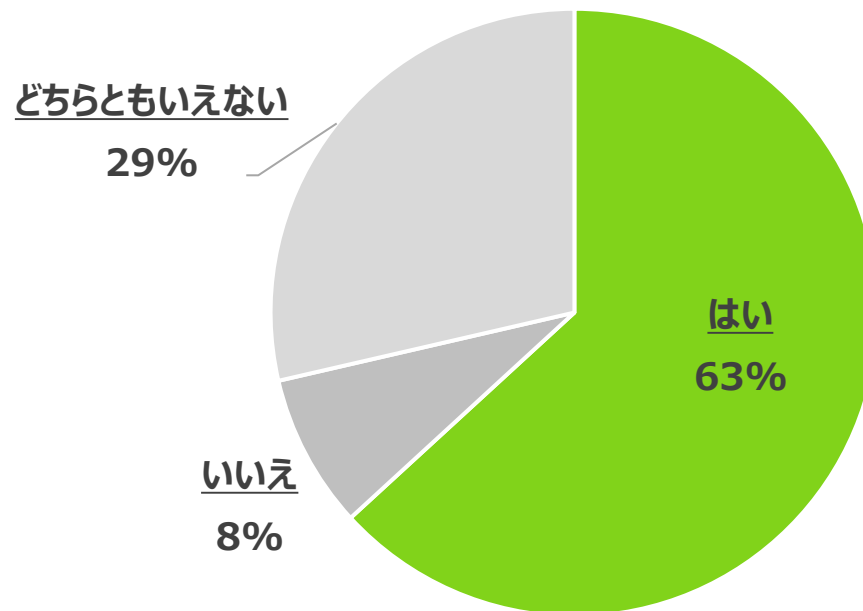
負担金の低額化等に関する要望

- 市街化区域の負担金を減額してほしい。
- 負担金1筆20万円ですが、うちは小さな土地なので、広大な土地と同じ負担金になるのが、もう少し面積に応じて安くなれば、有難いのになと思ったくらいです。

n = 36

〈相談者への質問－相続土地国庫帰属制度の利用（申請）〉

Q 5 相談を受けて、今後、相続土地国庫帰属制度を利用（申請）したいですか。[相談者]



n=402

〈相談者への質問－相続土地国庫帰属制度の利用（申請）〉

相続土地国庫帰属制度を利用しない と答えた理由

Q 6 Q 5 で「いいえ」と回答した方にお聞きます。相続土地国庫帰属制度を利用（申請）しない理由は何ですか。
[相談者]

【いいえと回答した理由】

- 国以外の譲渡先が見つかった。
- 負担金が高額である。
- 国が引き取れない土地（却下要件・不承認要件）に該当する可能性がある。
- 相続土地国庫帰属制度を利用することについて、他の共有者の同意を得られない。
- 審査手数料の負担後に不承認結果となる事があるため申請に躊躇する。
- 添付書類のうち、特に境界線を示す写真を用意することが現実的に不可能なため。土地が遠方で管理不可能であり、建物や木が無いなどの条件を満たせないため。

〈相談者〉への質問－相続土地国庫帰属制度に対する要望〉

Q 7 相続土地国庫帰属制度について、御要望などがあれば入力してください。〔相談者〕

〈自由記述〉

◆代表的な回答◆

要件の緩和に関する要望

■ 宅地については、田舎なので現在建っている家屋やブロック塀が広く、庭木も多く、更地にするための費用が高額になる。山林については、負担金が高額であり、土地の境界を明らかにするには専門家の力を借りなければならず、費用があまりにも掛かり過ぎる。

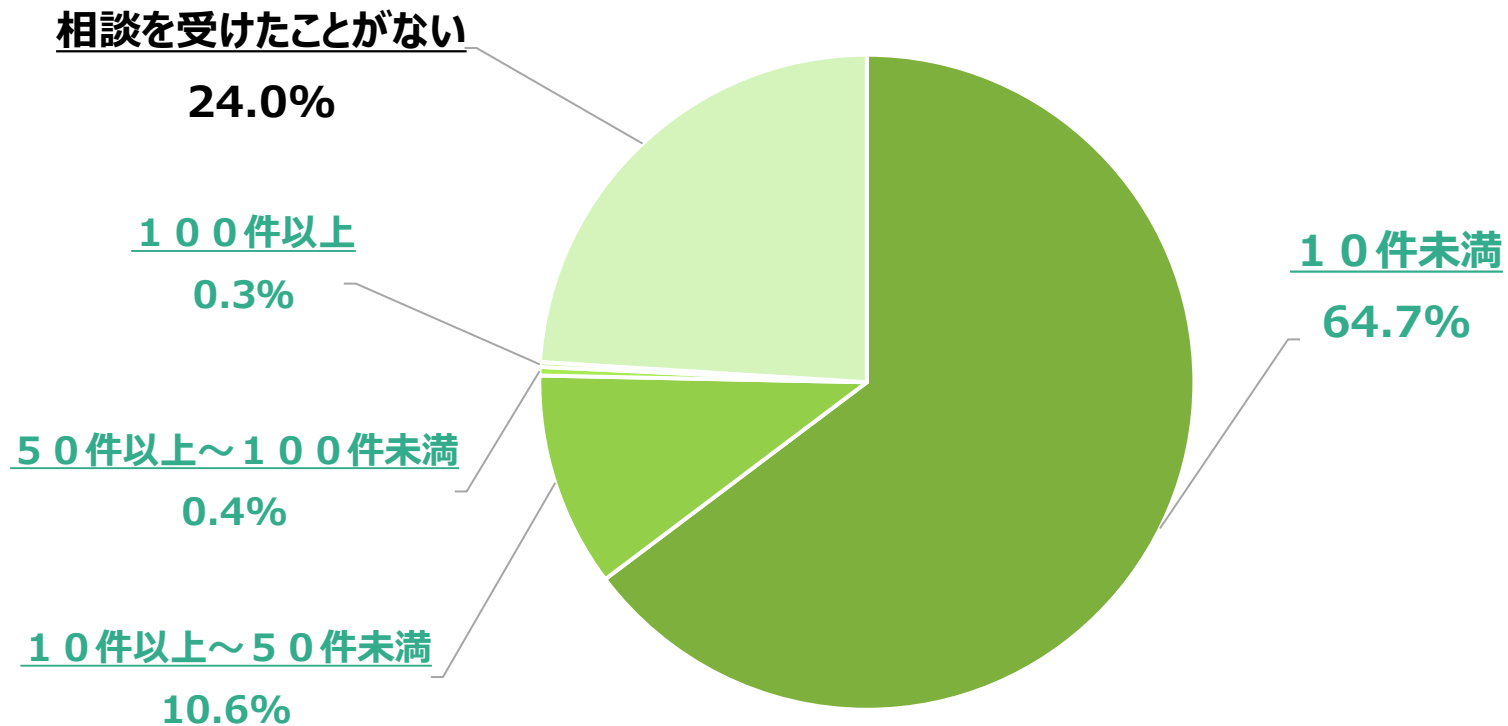
負担金の低額化等に関する要望

■ 農用地区域内等の農地に対する負担金が高額すぎる。原則20万円というが実際は、数倍の金額が必要になっている。望まなくても相続せざるを得ず、相続、登記、維持に費用がかかっているのにさらに高額な費用が要求される。

■ 土地の状況に応じて負担金の額を決めていただけるといいです。手入れが殆ど不要と思われる土地や、広さなどによって管理も異なると思いますので。

〈資格者への質問－相談を受けた件数〉

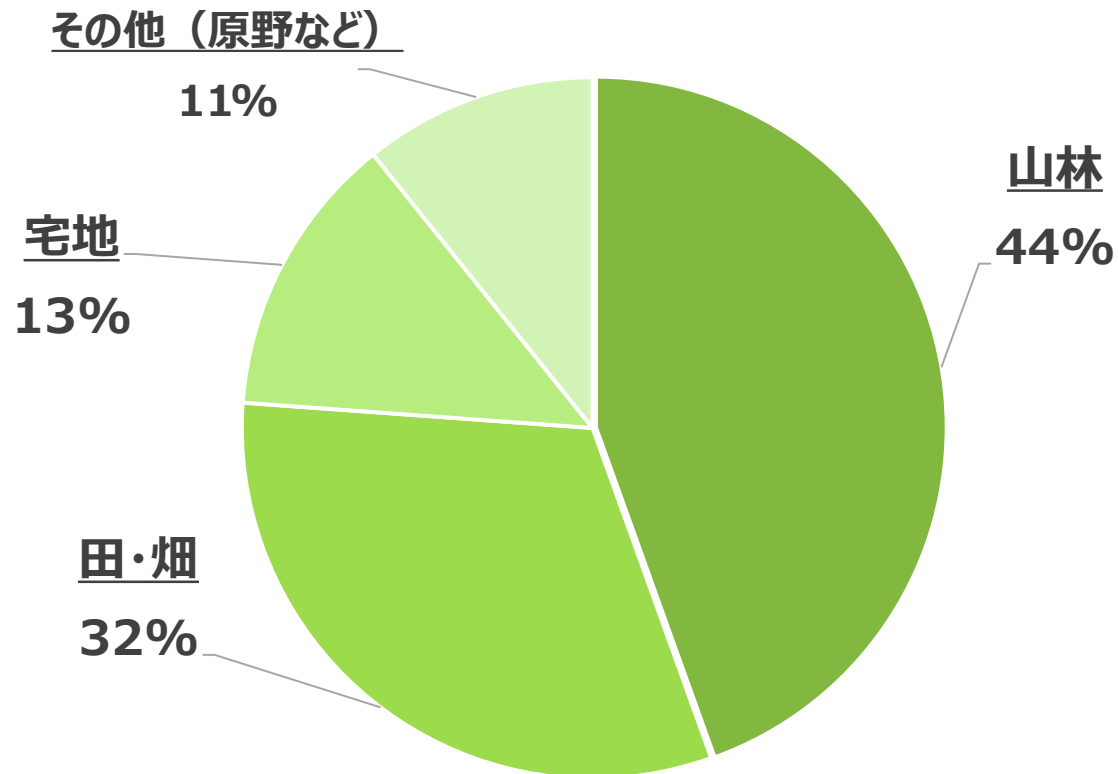
Q 8 これまでの相続土地国庫帰属制度に係る相談を受けた件数の総計を選択してください。〔資格者〕



n=1,670

〈資格者への質問－相談を受けた土地の地目〉

Q 9 相談を受けた土地の地目として多いものを選択してください。〔資格者〕



n=1,283₁₀

〈資格者への質問－申請に至らなかった理由〉

Q 1 0 相談を受けたものの申請までに至らなかった理由として多かった要因は何ですか。〔資格者〕

〈複数回答可〉

国が引き取れない土地（却下要件・不承認要件）
に該当する可能性がある

50.3%

負担金が高額である

34.9%

第三者に処分する見込みが立った

5.8%

制度を利用することについて、
共有者全員の同意を得られない

5.7%

申請に至らなかった事案はない

3.3%

n = 1,955₁₁

〈資格者への質問－相続土地国庫帰属制度に対する要望〉

Q 1 1 相続土地国庫帰属制度について、御要望などがあれば入力してください。〔資格者〕

＜自由記述＞

◆代表的な回答◆

要件の緩和に関する要望

- 相続した土地が遠方でかつ原野、山林の場合は境界がはっきり分からず写真撮影が困難なため諦めてしまう人がいます。もっと簡易な方法で国庫帰属できると利用者は増えるのではないのでしょうか。
- 長期に渡り相続登記をしていなかった場合等、共有者全員が把握できない状況でも、一部の共有者から土地所有権を手放せる制度にしてほしい。

負担金の低額化等に関する要望

- 負担金額を下げてほしい。特に被相続人が山林を所有していた場合には、筆数が多い傾向があり負担金が高額になるケースが多く、申請は現実的に困難となる。
- 生産性・評価額が非常に低い田畑・山林がこの制度利用の対象となる物件になるところ、国に支払うべき金額が非常に高額なため、このまま固定資産税を50年分払うというような選択につながることが多く、結果としてこの制度の利用が進んでいないものと思料する。

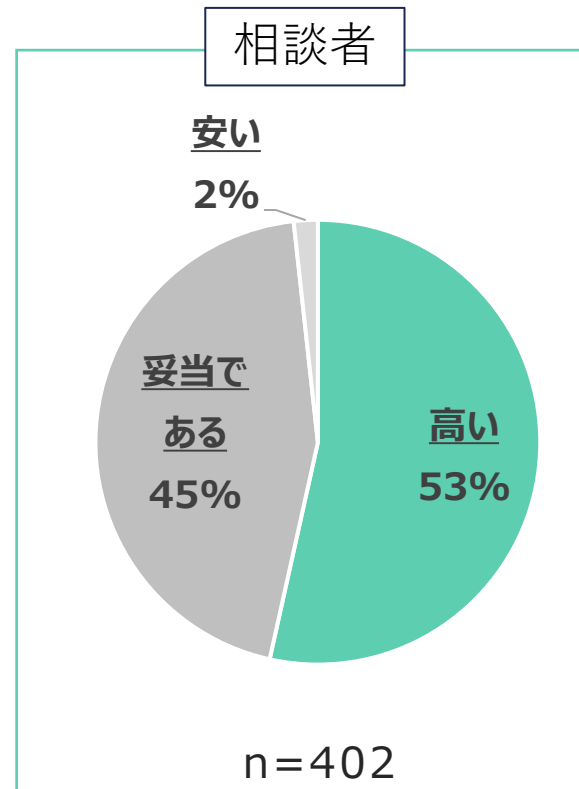
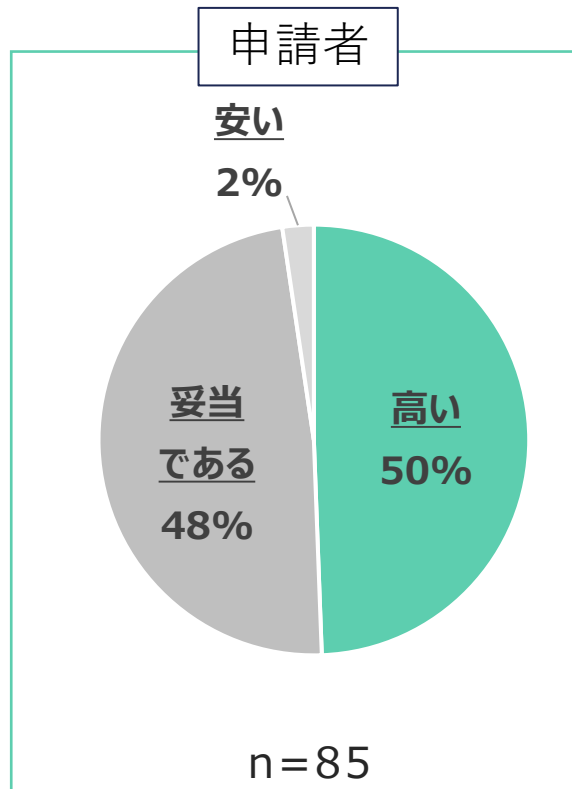
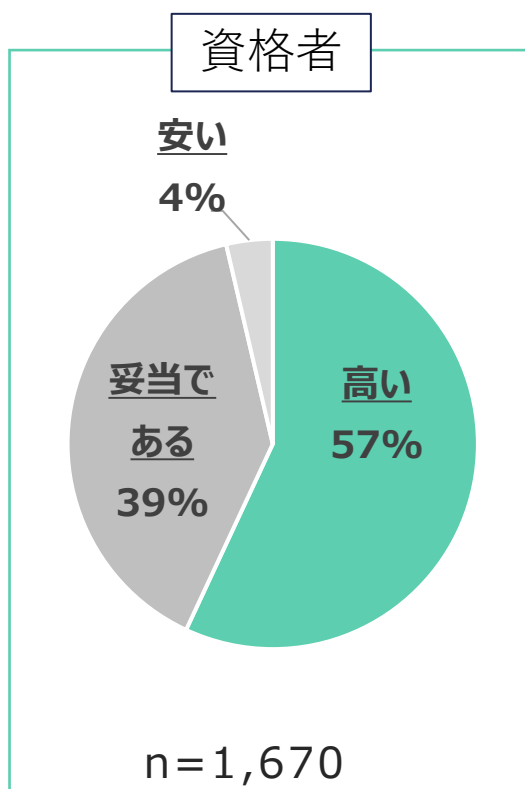
その他の要望

- 申請するための情報がほとんどなく、依頼者に対するアドバイスができない。受け入れた例の情報提供などをしてほしい。
- 承認後、不動産登記反映までの時間がかかりかかり依頼者や法務局と何度もやりとりをしました。承認後の手続きを速やかに行っていただけると助かります。

〈資格者、相談者及び申請者への質問－負担金の額〉

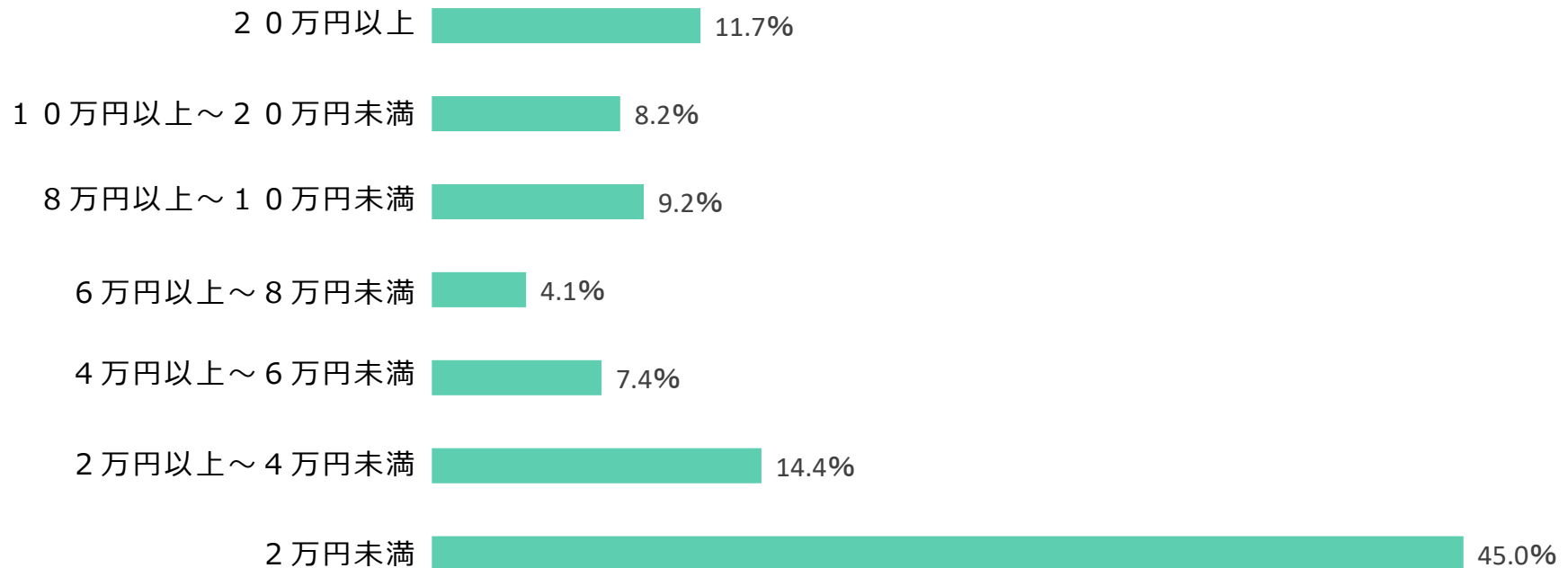
Q 1 2 負担金（※）の額は、どのように感じますか。〔資格者、申請者、相談者共通〕

※原則として20万円（10年間の土地管理費用に相当する額）。国に引き渡した後の管理費用の一部として納付するもの。



〈相談者及び申請者への質問－年間の維持・管理費用〉

Q 1 3 申請又は相談した土地の1筆当たりの年間の維持・管理費用（例えば、草刈り、ゴミの処理、塀の修理等のために支出した金額。なお、固定資産税の納付額は除きます。）の見込みはいくらくらいですか。
[申請者、相談者共通]



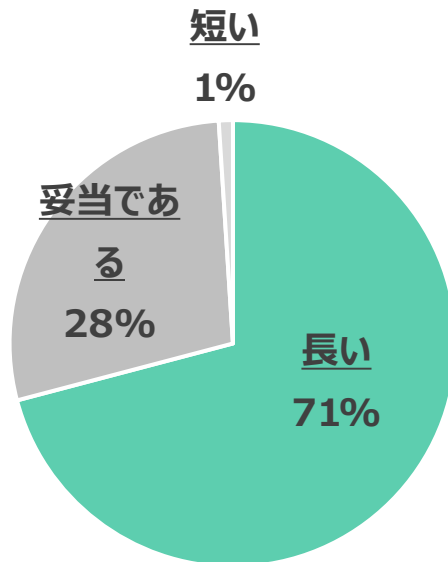
n=487

〈資格者、相談者及び申請者への質問－審査期間〉

Q 1 4 法務局の標準的な審査期間は8か月とされていますが、どのように感じますか。〔資格者、相談者共通〕

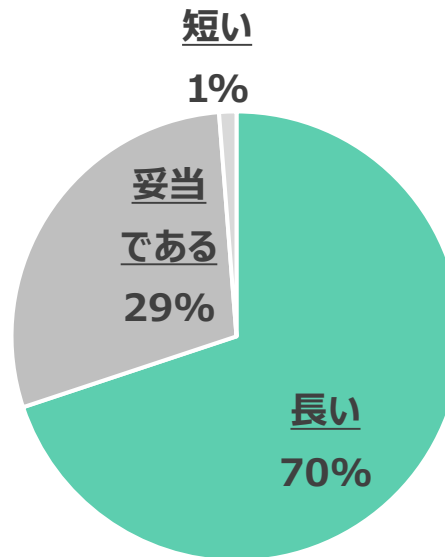
Q 1 5 法務局の審査は、早かったと感じましたか、遅かったと感じましたか。〔申請者〕

資格者



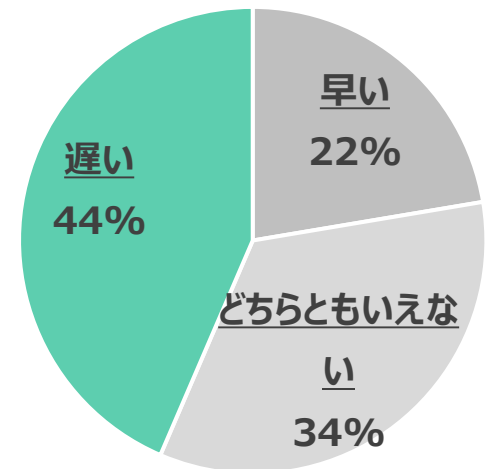
n = 1,670

相談者



n = 402

申請者

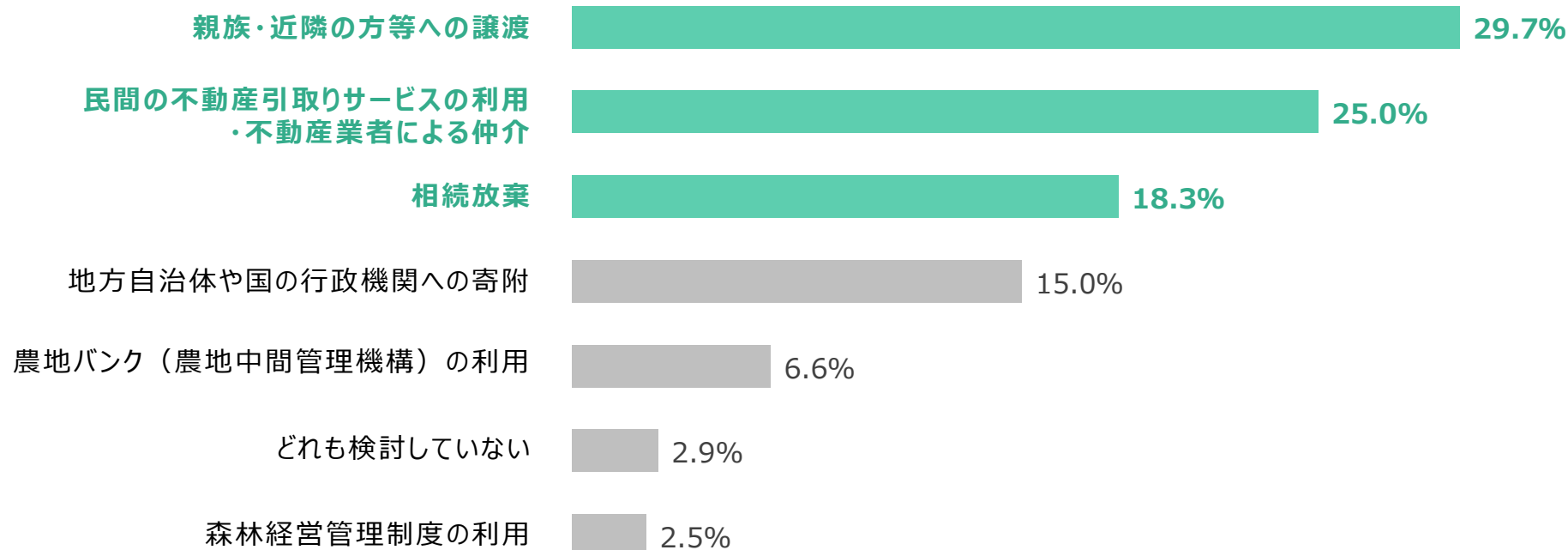


n = 85

〈資格者、相談者及び申請者への質問－相続土地国庫帰属制度以外の処分等の方法〉

Q 1 6 土地を手放したり、管理負担を軽減したりする方法として、相続土地国庫帰属制度以外にどのような方法を検討しましたか。〔資格者、申請者、相談者共通〕

〈複数回答可〉

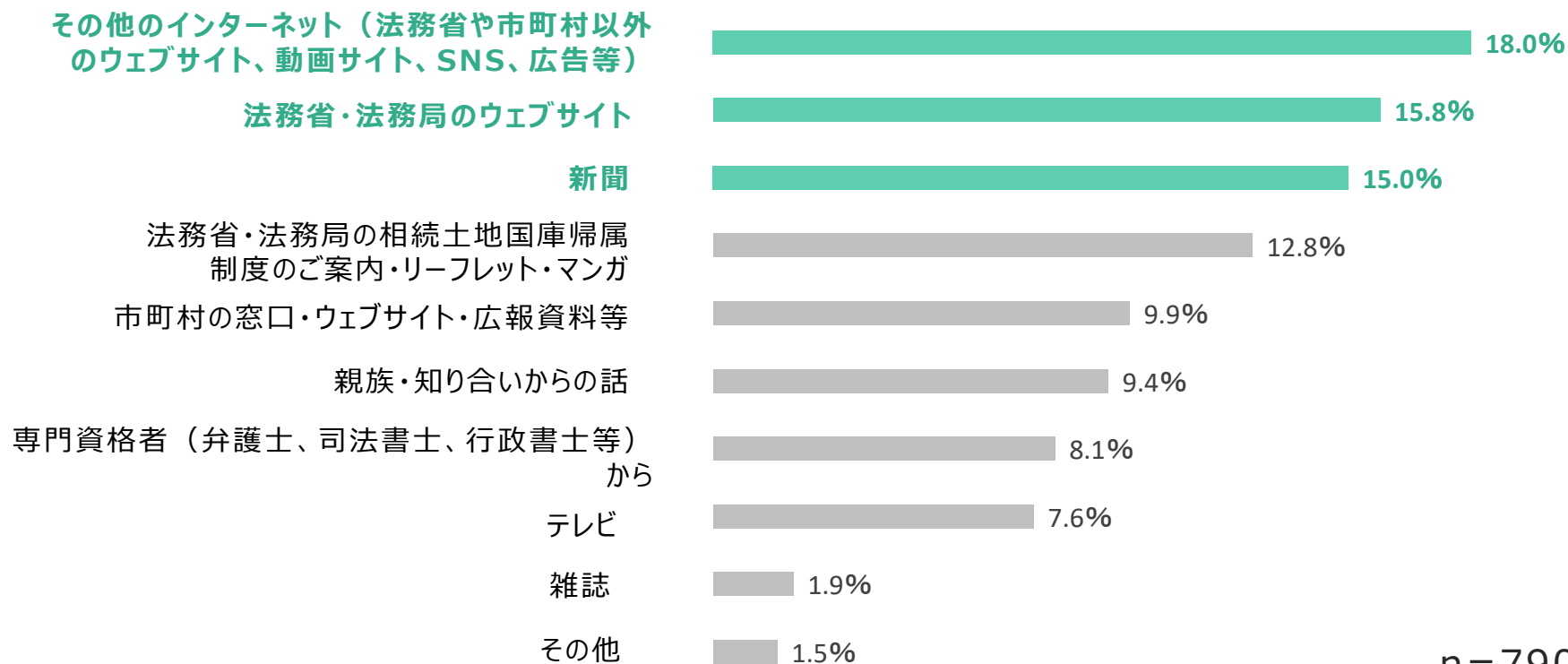


n=4,033₁₆

〈相談者及び申請者への質問－周知広報〉

Q 1 7 相続土地国庫帰属制度をどのような方法で知りましたか。該当するものを全て選択してください。
[申請者、相談者共通]

〈複数回答可〉



n = 790 17